

## 令和4年第1回美濃市議会定例会議案概要

《提出議案》	専決処分	1件、当初予算	8件
	補正予算	8件、条例制定	1件
	条例改正	8件、条例廃止	1件
	人事案件	2件、その他	4件
	決 議	1件	

合計34件

議案番号	議案名	上程日	議決日	結 果
承第1号	専決処分の承認について 令和3年度美濃市一般会計補正予算（第11号）	2月28日	2月28日	承認
議第1号	令和4年度美濃市一般会計予算	2月28日	3月23日	可決
議第2号	令和4年度美濃市国民健康保険特別会計予算	2月28日	3月23日	可決
議第3号	令和4年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算	2月28日	3月23日	可決
議第4号	令和4年度美濃市下水道特別会計予算	2月28日	3月23日	可決
議第5号	令和4年度美濃市介護保険特別会計予算	2月28日	3月23日	可決
議第6号	令和4年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算	2月28日	3月23日	可決
議第7号	令和4年度美濃市病院事業会計予算	2月28日	3月23日	可決
議第8号	令和4年度美濃市上水道事業会計予算	2月28日	3月23日	可決
議第9号	令和3年度美濃市一般会計補正予算（第12号）	2月28日	3月23日	可決

議案番号	議案名	上程日	議決日	結果
議第 10 号	令和 3 年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)	2 月 28 日	3 月 23 日	可決
議第 11 号	令和 3 年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)	2 月 28 日	3 月 23 日	可決
議第 12 号	令和 3 年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 2 号)	2 月 28 日	3 月 23 日	可決
議第 13 号	令和 3 年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)	2 月 28 日	3 月 23 日	可決
議第 14 号	令和 3 年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	2 月 28 日	3 月 23 日	可決
議第 15 号	令和 3 年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 3 号)	2 月 28 日	3 月 23 日	可決
議第 16 号	令和 3 年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 1 号)	2 月 28 日	3 月 23 日	可決
議第 17 号	美濃市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	2 月 28 日	3 月 23 日	可決
議第 18 号	美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	2 月 28 日	3 月 23 日	可決
議第 19 号	美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について	2 月 28 日	3 月 23 日	可決
議第 20 号	美濃市教育研究所設置条例を廃止する条例について	2 月 28 日	3 月 23 日	可決
議第 21 号	美濃市営住宅管理条例の一部を改正する条例について	2 月 28 日	3 月 23 日	可決
議第 22 号	美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	2 月 28 日	3 月 23 日	可決

議案番号	議案名	上程日	議決日	結 果
議第 23 号	美濃市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について	2月28日	3月23日	可決
議第 24 号	美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	2月28日	3月23日	可決
議第 25 号	公の施設の指定管理者の指定について	2月28日	3月23日	可決
議第 26 号	市道路線の廃止について	2月28日	3月23日	可決
議第 27 号	市道路線の変更について	2月28日	3月23日	可決
議第 28 号	市道路線の認定について	2月28日	3月23日	可決
議第 29 号	美濃市公平委員会委員の選任について	2月28日	2月28日	同意
議第 30 号	人権擁護委員候補者の推薦について	2月28日	2月28日	同意
議第 31 号	美濃市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について	3月11日	3月23日	可決
議第 32 号	美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について	3月11日	3月23日	可決
市議第 1 号	ロシアによるウクライナへの侵略を非難する決議	3月11日	3月11日	可決

承第 1 号 専決処分の承認について

令和 3 年度美濃市一般会計補正予算（第 1 1 号）

（内容）

補 正 額                    2 4 5, 4 4 4    千円

補正後の額    1 0, 6 0 8, 6 2 9    千円

議第 1 号 令和 4 年度美濃市一般会計予算

(内容)

9, 875, 000 千円 (対前年度比 3.9%)

議第 2 号 令和 4 年度美濃市国民健康保険特別会計予算

(内容)

2, 572, 910 千円 (対前年度比 0.2%)

議第 3 号 令和 4 年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算

(内容)

220, 411 千円 (対前年度比  $\Delta$ 2.6%)

議第 4 号 令和 4 年度美濃市下水道特別会計予算

(内容)

981, 124 千円 (対前年度比  $\Delta$ 1.5%)

議第 5 号 令和 4 年度美濃市介護保険特別会計予算

(内容)

2, 103, 123 千円 (対前年度比 1.5%)

議第 6 号 令和 4 年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算

(内容)

596, 778 千円 (対前年度比 8.6%)

議第 7 号 令和 4 年度美濃市病院事業会計予算 (収益の支出+資本の支出)

(内容)

3, 261, 264 千円 (対前年度比  $\Delta$ 0.8%)

議第 8 号 令和 4 年度美濃市上水道事業会計予算 (収益の支出+資本の支出)

(内容)

716, 019 千円 (対前年度比 18.7%)

議第 9 号 令和 3 年度美濃市一般会計補正予算 (第 12 号)

(内容)

補正額 951, 930 千円

補正後の額 11, 560, 559 千円

議第10号 令和3年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

（内容）

補正額	△13,905	千円
補正後の額	2,570,291	千円

議第11号 令和3年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

（内容）

補正額	△4,528	千円
補正後の額	230,667	千円

議第12号 令和3年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）

（内容）

補正額	△36,447	千円
補正後の額	976,073	千円

議第13号 令和3年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第3号）

（内容）

補正額	61,476	千円
補正後の額	2,173,994	千円

議第14号 令和3年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

（内容）

補正額	6,888	千円
補正後の額	556,602	千円

議第15号 令和3年度美濃市病院事業会計補正予算（第3号）

（内容）

	補正額	補正後の額
収益的収入	44,155 千円	2,748,643 千円
収益的支出	12,337 千円	2,889,447 千円
資本的収入	2,035 千円	166,931 千円

## 議第16号 令和3年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）

（内容）

	補正額	補正後の額
収益的支出	△9,461千円	377,137千円
資本的収入	△24,556千円	54,644千円
資本的支出	△22,941千円	193,441千円

## 議第17号 美濃市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

（改正趣旨）

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援について国家公務員との権衡を図るため所要の改正を行う。

（主な改正内容）

育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する規定を新たに設ける。

- ・妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知、取得意思の確認
- ・育児休業に対する研修の実施、相談体制の整備等

（施行期日）

令和4年4月1日

## 議第18号 美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

（改正趣旨）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に規定する学校運営協議会の設置に伴い、委員の報酬等を定めるもの。

（改正内容）

1 学校運営協議会委員の報酬及び費用弁償の額を定める。

- ・報酬 日額 5,000円
- ・費用弁償 美濃市職員等の旅費に関する条例に規定する7級の旅費額に相当する額

2 委員の名称を改める。

- ・心身障害児就学指導委員 → 教育支援委員会委員

（施行期日）

令和4年4月1日

### 議第 19 号 美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

美濃市健康文化交流センターの完成により、基金の目的を達成した美濃市市民わくわくふれあい施設整備基金を廃止するため、改正を行う。

(改正内容)

積立基金のうち、美濃市市民わくわくふれあい施設整備基金を廃止する。

(施行期日)

令和 4 年 4 月 1 日

### 議第 20 号 美濃市教育研究所設置条例を廃止する条例について

(廃止趣旨)

美濃市教育研究所の機能を学校教育課に設ける教育研修室に移管することに伴い、当該研究所を廃止する。

(廃止内容)

美濃市教育研究所設置条例を廃止する。

(施行期日)

令和 4 年 4 月 1 日

### 議第 21 号 美濃市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

市営住宅に用途変更した特定公共賃貸住宅を追加すること及び入居者の選考方法の見直しをすることに伴い、改正を行う。

(主な改正内容)

- 1 特定公共賃貸住宅から用途変更した住宅等を市営住宅に加える。(第 2 条、別表 1)
- 2 入居者選考委員会を廃止する。(第 9 条第 4 項)

(施行期日)

令和 4 年 4 月 1 日

### 議第 22 号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)が改正されたことに伴い、未就学児に係る被保険者均等割額の減額に関する規定を設けるため、改正を行う。

(改正内容)

納税義務者の属する世帯に未就学児がある場合に、被保険者均等割額を減額すること及びその減額する額を規定する。

○減額する額

第23条第1項の規定による減額をした際の区分	未就学児1人につき減額する額（医療給付費分）	未就学児1人につき減額する額（後期高齢者支援金分）
7割を減額した世帯	4,350円	1,275円
5割を減額した世帯	7,250円	2,125円
2割を減額した世帯	11,600円	3,400円
上記以外の世帯	14,500円	4,250円

(施行期日)

公布の日（一部規定は令和4年4月1日）

**議第23号 美濃市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について**

(改正趣旨)

消防団員のなり手不足を解消するため報酬の増額を行う。

(改正内容)

消防団員の年額報酬を増額する。(第12条)

- ・団 長 54,000円 → 57,000円
- ・副 団 長 37,000円 → 40,000円
- ・分 団 長 33,000円 → 36,000円
- ・副分団長 29,000円 → 32,000円
- ・部 長 26,000円 → 29,000円
- ・班 長 22,000円 → 25,000円
- ・団 員 21,000円 → 24,000円

(施行期日)

令和4年4月1日

**議第24号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について**

(改正趣旨)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）が改正されたことに伴い、改正を行う。

(主な改正内容)

損害補償を受ける権利の譲渡、担保、差押えを禁じる規定の例外規定を削除する。(第3条第2項)

(施行期日)

令和4年4月1日

## 議第25号 公の施設の指定管理者の指定について

(内容)

地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

(道の駅・1施設)

- 1 施設の名称 美濃にわか茶屋
- 2 指定管理者の名称 株式会社美濃にわか茶屋
- 3 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年間)

## 議第26号 市道路線の廃止について

(内容)

次の路線を廃止する。

整理番号	路線名	区間	起 点 終 点	重要な 経過地
1	美濃121号線	大字曾代	字城下29番8地先 字黒谷32番15地先	曾代
2	美濃122号線	大字曾代	字城下29番1地先 字城下29番8地先	曾代
3	美濃123号線	大字曾代	字城下23番地先 字黒谷32番15地先	曾代
4	美濃124号線	大字曾代	字城下27番1地先 字城下29番8地先	曾代
5	美濃125号線	大字曾代	字城下29番7地先 字黒谷32番15地先	曾代
6	美濃126号線	大字曾代	字黒谷32番15地先 字黒谷32番15地先	曾代
7	美濃127号線	大字曾代	字黒谷32番15地先 字黒谷32番15地先	曾代
8	美濃128号線	大字曾代	字黒谷32番15地先 字黒谷32番15地先	曾代
9	美濃129号線	大字曾代	字城下29番8地先 字城下29番8地先	曾代
10	美濃131号線	大字曾代	字城下29番7地先 字城下29番7地先	曾代

## 議第27号 市道路線の変更について

(内容)

次の路線を変更する。

整理番号	路線名	新旧の別	区間	起点 終点	重要な 経過地	延長 (m)	幅員 (m)
1	美濃130号線	新	大字曾代	字城下29番7地先 字城下29番7地先	曾代	66.2	4.7~ 9.7
	美濃130号線	旧	大字曾代	字城下29番7地先 字城下28番2地先	曾代	33.4	5.5~ 10.7
2	曾代21号線	新	大字曾代	字下カヨカ56番1地先 字黒谷47番4地先	曾代	401.9	3.5~ 8.0
	曾代21号線	旧	大字曾代	字下カヨカ59番1地先 字黒谷47番4地先	曾代	440.9	2.5~ 9.1

## 議第28号 市道路線の認定について

(内容)

次の路線を市道として認定する。

整理番号	路線名	区間	起点 終点	重要な 経過地
1	美濃213号線	大字曾代	字城下29番7地先 字城下29番8地先	曾代

## 議第29号 美濃市公平委員会委員の選任について

(内容)

公平委員の任期満了に伴う候補者の推薦（新任）

氏名 森 裕 介

任期 令和8年3月31日まで（4年）

## 議第30号 人権擁護委員候補者の推薦について

(内容)

人権擁護委員の任期満了に伴う候補者の推薦（再任）

氏名 秋 山 成 美

任期 令和7年3月31日まで（3年）

### 議第31号 美濃市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について

(制定趣旨)

専門的な知識経験等が必要とされる業務、一定の期間内に終了することが見込まれる業務等において、期間を限って必要な人材を任期付職員として採用できるよう、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）の規定に基づき、職員の任期を定めた採用等に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定する。

(主な制定内容)

- 1 職員の任期を定めた採用について規定する。
  - ・高度の専門的な知識経験を有する者（特定任期付職員）の採用（第2条第1項）
  - ・専門的な知識経験を有する者（一般任期付職員）の採用（第2条第2項）
  - ・一定期間内に終了することが見込まれる業務等に従事する者の採用（第3条）
  - ・一定期間内に終了することが見込まれる業務等に短時間従事する者の採用（第4条）
- 2 給与に関する特例について規定する。
  - ・特定任期付職員の給料月額については、別表に定める給料表を適用する。（第7条第1項）
  - ・一定期間内に終了することが見込まれる業務等に従事する者（短時間含む）の給料月額については、再任用職員の規定を準用する。（第8条第1項及び第2項）
- 3 給与条例の適用除外について規定する。
  - ・特定任期付職員には、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、管理職手当及び勤勉手当等は支給しない。（第9条第1項）
  - ・一定期間内に終了することが見込まれる業務等に短時間従事する者には、扶養手当、住居手当は支給しない。（第10条第1項）

(施行期日)

令和4年4月1日

### 議第32号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、地域でコロナ医療など一定の役割を担う美濃病院に勤務する看護師等の処遇改善を行う。

(主な改正内容)

美濃病院関係業務の特殊勤務手当に、看護師等を対象として、処遇改善手当（月額 給料月額<sup>100</sup>分の1.5）を追加する。

(施行期日)

公布の日（令和4年2月1日から適用）

## 市議第1号 ロシアによるウクライナへの侵略を非難する決議

(内容)

去る2月24日に始まったロシアによるウクライナへの侵略は、学校や原子力発電所などの非軍事施設にも攻撃を拡大させ、多くの民間人を犠牲にしている。

この侵略は、明らかにウクライナの主権と領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であるとともに、国連憲章の重大な違反である。

武力を背景に一方的に現状を変更しようとする侵略は、国際社会の秩序の根幹を揺るがすもので、断じて認められない。

国際社会が核兵器のない世界の実現へと進む中、プーチン大統領の核兵器使用を示唆するような発言は、核軍縮の機運を後退させるものであり、核攻撃を受けた唯一の被爆国として、到底容認できない。また、「非核平和都市」を宣言している本市としても、核兵器の廃絶と世界の恒久平和を願う市民の心を踏みにじるものであり、決して許すことはできない。

本市議会は、今回のロシアによる軍事的暴挙に対し、厳しく非難の意を表明するとともに、即時の攻撃停止と無条件による完全撤退を強く求める。

政府においては、ウクライナ在留邦人の安全確保に全力を尽くすとともに、国際社会と連携し、制裁措置を含む迅速かつ厳格な対応を要請する。

また、核兵器の使用禁止を国際社会に強く訴え、世界の恒久平和の実現と国際秩序の維持に向け全力を尽くすことを、併せて要請する。

以上 決議する。

令和4年3月11日

美濃市議会